

令和 7 年度

事 業 計 画 書



登米市社協公認キャラクター：「ふくまる」

「一人ひとりの力を合わせ みんなの幸せのために」

 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

1 基本方針

令和6年度は、元日の能登半島地震と大津波警報に始まり、7月の山形県豪雨災害、南海トラフ地震臨時情報（8月）をはじめ、各地で地震・台風・豪雨などの自然災害が発生しました。これにより、地域の防災意識の向上とともに、災害時の支援体制の強化が急務であることを再認識しました。社協としても、被災者支援の充実、防災・減災の観点からの福祉活動の強化、災害ボランティアセンターの役割の再確認など、今後の取り組みを進める必要があります。

また、国内外では大規模な選挙が行われ、その結果が政治・社会・経済に大きな影響を及ぼす年となりました。特に我が国においては、円安や物価高騰が進み、社会保障制度の持続可能性が問われています。こうした状況下で、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、役職員の創意工夫をもって各種福祉事業を展開し、地域住民の生活支援を行ってきました。

少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加は、日本全体の喫緊の課題であり、地域福祉にも大きな影響を与えています。地方では若年層の流出により労働力不足が深刻化し、社会保障費の増大と財政の逼迫が進んでいます。さらに、介護・福祉サービスの需要が拡大する一方で、担い手不足が課題となっており、地域福祉の在り方が問われています。全国社会福祉協議会では、33年ぶりとなる「基本要項2025」を策定中であり、これを踏まえた社協の新たな指針が示される予定です。

こうした社会情勢のもと、令和7年度は登米市社会福祉協議会の第3次地域福祉活動計画・強化発展計画・財政計画の最終年度となります。「一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために」を基本理念とし、掲げた基本目標の実現に向けた取り組みを進めるとともに、第4次計画策定に向けた準備を進める重要な年度です。

本会の事業運営は、市民からの会費、寄附金、共同募金、国・県・市の補助金、介護報酬等によって成り立っています。しかし、会費収入は減少傾向にあり、特にコロナ禍以降は約150万円の減少が見られます。市民の意識変化を踏まえ、マスマディアやSNS活用した広報活動を強化し、住民主体の福祉の重要性を発信することが求められます。また、市民ニーズの把握と研究を進め、必要な福祉施策の展開につなげるとともに、既存事業の総点検を実施し、社協の役割を改めて示すことが重要です。

さらに、市・県社協からの補助金や受託金は、最低限の現状維持が不可欠であり、関係機関との調整を図る必要があります。近年の物価高騰、最低賃金の上昇、人件費の増加により、福祉事業の継続が困難になりつつあります。特に令和7年度からは配食サービスに複数事業者が参入することが決まり、利用者が自由に事業者を選択できる方式に移行します。これに伴い、本会は利用者確保のため、社協の強みを活かしたサービスの向上や新たな取り組みが求められます。

介護保険事業や障害福祉サービス事業では、令和6年度の報酬改定により、一部事業所で大幅な減収が生じています。今後は原因分析を行い、収益改善策を講じ、早期の黒字化を目指します。利用実績が低迷する事業所については、改善策を検討し、状況に応じて事業の再構築や休止・廃止も視野に入れる必要があります。法人全体の経営に与える影響を最小限に抑えるため、慎重な判断が求められます。また、各施設では老朽化が進み、設備更新や修繕が必要な状況です。これに伴い、維持管理費の負担が増加しており、計画的な修繕を実施し、財源の効率的な活用を図ります。

令和7年度も厳しい財政運営が続くことが予想されますが、単年度収支の黒字化を目指し、事業の見直し、人員配置の適正化、組織機構改革を進め、持続可能な組織体制の構築を目指します。すべての役職員が社協の責務を認識し、令和6年度の「第4回社会福祉大会」で掲げた、共に支え合い誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、登米市の地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

2 基本理念

「一人ひとりの力を合わせ みんなの幸せのために」

(登米市地域福祉活動計画基本理念)

3 基本目標

市民が住み慣れた地域で安心・安全な生活を維持するため、地域課題を自らの課題としてとらえ、住民同士がともに考え行動できる地域づくり、人づくりを基本として本会がこれまで推進してきた各種事業を関連付けながら、市民がそして地域が必要とする活動への支援と円滑な運営が可能となるよう体制を整備します。

地域コミュニティの再生や維持、包括的なサービスの提供等「地域共生社会の実現」「地域包括ケアシステムの構築」の一役を担うため、第3次登米市地域福祉活動計画に掲げる次の3点を基本目標とします。

- ①地域住民が主体的に活動するまちづくりの推進
- ②安心できる福祉サービスの充実
- ③だれもが暮らしやすい総合的な福祉の向上

4 重点事業

第3次登米市地域福祉活動計画及び本会強化発展計画の5年目（最終年度）として、現計画の評価を行い、引き続き次に掲げる内容を重点推進項目とし、第4次地域福祉活動計画、強化発展計画、財政計画の策定を進めます。

（1）組織・事務局体制の強化及び財政の健全化

- ① 適正な人事労務管理及び人員配置によるスキルアップの強化
- ② 職員の「働き方改革」推進と環境整備・家庭と仕事の両立支援
- ③ 経営課題改善への具体的取り組みと持続可能な財源、収支バランスの確立
- ④ 市民の社協活動への理解と会員加入促進に向けた交流の場の強化
- ⑤ スケールメリットを生かした効率的な事務・事業実施への取り組み
- ⑥ 災害及び感染症等に対する本会の体制強化について

（2）地域福祉活動の充実・強化

- ① 住民や地域の関係者が連携した福祉活動、ボランティア活動の推進
- ② 多様なネットワークを活かし、地域生活課題への早期対応と伴走型支援
- ③ 防災福祉マップ作成事業を活用し、災害への備えと地域内での支え合いの推進
- ④ 住民が学び合い、つながる機会を提供し、ボランティアへの理解と地域福祉人材の発掘・育成
- ⑤ 次世代の担い手である児童・生徒に対する福祉学習の支援強化

（3）受託事業の効率的サービス提供

- ① 利用者視点を第一にした指定管理施設の適正な管理運営
- ② 高齢者福祉サービス事業の円滑な運営
- ③ 地域ごとの実情を把握し、地域課題に応じた生活支援体制の構築
- ④ 生活課題を抱えている方へ寄り添った相談支援及び福祉サービスの推進
(日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業)

（4）介護保険事業の充実・強化

- ① 介護保険事業所の経営課題の改善と経営健全化の推進
- ② 法改正への柔軟かつ的確な対応強化
- ③ 利用者本位のサービスの提供と自立支援
- ④ 職員の研修・協議等実施による意識改革の強化

（5）障害者支援の推進・強化

- ① 事業所の健全経営に向けた関係機関との連携強化
- ② 障害福祉サービスにおける利用者本位と自立に向けたサービスの提供・支援
- ③ 新規収益事業の検討及び実施による作業工賃の増額
- ④ 利用者の個々の障害特性に対応する研鑽の強化

（6）必要な情報の提供

社協だより及び支所だより、ホームページやFacebook等のSNS媒体を効果的に活用し、「誰に、何を、どのようにして伝えるか」を意識し、情報を必要としている方に必要な情報提供を行う。

【法人運営事業】

地域で暮らす市民の方々が自分らしく暮らせるよう、福祉活動を行う個人や各団体、事業者などと連携した地域福祉の推進に向け、平成29年度より社会福祉法人制度改革で掲げられた「経営組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」の整備に向け、今後も確実な履行を進めます。

また、公益性の高い民間の社会福祉法人である社協として、第3次登米市社会福祉協議会強化発展計画の基本目標である『組織・事務局体制及び財政基盤の強化』に基づいた、(1)「組織体制の強化」(2)「人的体制の強化」(3)「事業展開の強化」(4)「財政基盤の強化」への取り組みを検証し、本部と各支所・事業所における業務達成への評価や収支状況を意識した予算管理、人的配置の効率化を進め、変化する福祉ニーズに応えるべく法人全体として総合的かつ計画的な事業執行による、適正な法人運営を目指します。なお、このことと併せて令和8年度からの第4次登米市地域福祉活動計画においても「住民が共に支え合い活動するまちづくり」や「だれもが暮らしやすい総合的な福祉の向上」という目的の達成に向けて、連続性と実効性のある確実な取り組みができるよう努めています。

1 経営組織のガバナンス強化（組織体制の強化）

登米市全域での地域福祉を推進する本会は、市内9つの地区から福祉活動に取り組む各団体や個人などから代表者を任命し、運営及び事業展開の根幹となる理事会・評議員会、各種部会・委員会を開催しております。このことは、開かれた公益性の高い民間組織である社会福祉協議会特有のものであり、更には一般・賛助・特別会員を募るなど多くの市民のご協力の上に成り立っていることを踏まえれば、組織ガバナンス強化は高いレベルで求められるところです。

本会の運営に従事する職員をはじめ、役員である理事及び評議員は当事者として多様な視点から協議を交わし、多様化する福祉課題に対して規律に則り本会に求められる役割を果たすことで、経営組織としてのガバナンス強化と維持がなされるものと考えます。

また、具体的な取り組みとして、職員においては本会の財政状況や今後の社会情勢を踏まえた活動見通しへの理解と自覚を高め、その為として地域福祉や介護保険・障害福祉サービス領域といった自身の専門分野や他分野の福祉施策を学ぶための研修会参加、資格取得等の奨励を積極的に進め、全方位型の人材となるよう総合的なスキルアップを図ります。

その他、災害時においても法人・事業所として支援機能を維持させるための連絡網や情報セキュリティ確保など、BCP計画と合わせて危機管理体制整備を図ります。

部会・委員会	開催予定
1 役員会等の開催	
正・副会長会議	随時（年6回）
理事会	6・7・9・12・1・3月（年6回）
評議員会	6・7・12・1・3月（年5回）

	監事会	4・6・10・11月（年6回）
	監査会及び外部監査	5・11月（年3回）
2	部会の開催	
	総務部会	9・12・2月（年3回）
	地域福祉部会	6・10・2月（年3回）
	介護福祉部会	6・10・2月（年3回）
3	本部に設置する委員会の開催	
	評議員選任・解任委員会	随時
	財政健全化検討委員会	随時
	生活福祉資金貸付調査委員会	随時
	生活安定資金運営委員会	随時
	広報委員会	年4回
	広報モニター会議	年3回
	支所長会議	年12回
	運営検討委員会	年10回
	福祉活動専門員会	年12回
	介護保険事業運営推進会議（管理者会議・各部会）	管理者会議年3回、各部会年3回
	生活支援体制整備に係る協議体	随時（第1層及び第2層）
	虐待防止委員会	年1回以上
	石越エリア衛生委員会	年12回
	その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会	随時
4	支所に設置する委員会の開催	
	地区委員会	6・10・3月（年3回）
	福祉活動推進員長会議及び研修会	各年1回
	委員等の研修会	随時
	その他、会長が本会の運営上諮問を要すると認めた事項に関する委員会	随時
5	各種研修会の開催	
	役員研修会の開催	11月
	新任職員研修会の開催	4・7・10・1月（年4回）
	職員各種実務研修会の開催	随時

2 人的体制の強化（職員の労働環境の整備）

生産年齢人口が減少に転じ始めた中、本会の運営及び事業等の展開に必要とする人材確保が今後は更に難しくなることが懸念されます。また、最近の傾向である「ワーカーライフバランスの推進」「賃金の向上」など、国の推進施策に連動することも不可欠であり、本会も迅速に取り組むことで「誇りの持てる職場」「やりがいを持って仕事に取組める職場」としての魅力が生まれるものと考えます。このことは職員自身の

充実感に繋がることとなり、一人ひとりが自身の職責や役割を自覚し、行動に移すこととで本会は有機的な組織として機能し、地域や市民にとって役立つ存在となります。

「ワークライフバランス」が意味する仕事と私生活両面の充実については、一人の人間として有意義な時間を過ごすことで、何事にも前向きな姿勢となり労働意欲の向上や新たな発想が生まれやすくなることが期待されます。その為として、日々の労働時間の管理や休暇制度の充実、業務負担軽減に向けた業務内容と分担の見直し、統廃合などを人的配置と併せて労働環境整備を進めます。

「賃金の向上」は、本会職員数の7割以上を占めている非正規職員について、昨年10月にも最低賃金の大幅な引き上げが行われました。正規職員についても非正規職員の業務内容や雇用条件等の違いを明確化した上で、主軸となる人材の定着に向けた待遇改善に配慮します。

この他、管理職の労働時間も一般従業員と同様に法人として把握し、管理職の過度な長時間労働・休日労働のは正に取り組みます。

3 事業展開の強化

本会が行う福祉事業・活動は多岐に亘り、財源別には会費財源による地域福祉推進事業やボランティアセンター運営事業。市受託金を財源とする生活支援体制整備事業や外出支援サービス等といった在宅福祉分野の事業。共同募金財源では子供世代から高齢者までを対象にした様々な事業を地区ごとまたは全市展開をしております。また、本会独自である介護保険サービス事業と障害福祉サービス事業も行い、多様なニーズに対応している状況です。しかし、人口減少や少子化に加え家族機能の低下、地域内交流の停滞などにより孤独死や8050問題など、長年の生活の積み重ねが顕在化することで問題として捉えられる事例が少なくありません。

いわゆる、制度と制度の狭間に置かれた方々への支援の重要性が問われる部分であり、このことへの対応には自助・共助・公助といった役割分担による関わりが重要と言われる中、本会としても行政との連携強化を進め意見交換や協議による実効性のある福祉事業展開、権利擁護施策など総合的かつ専門的な取り組みも進めます。

また、社会福祉協議会の特徴として、市民や地元事業者等の方々がそれぞれの立場で地域福祉の推進に参画する手段の一つとして会員会費制度があり、地域で共に支え合う仕組みづくりに活用されますが、会員は同時に一人の市民でもあり、地域で実際に暮らす目線から当事者の声としても汲み上げ、本会の活動に反映させる仕組みの体系化を目指します。なお、本会の賛助・特別会費は税額控除の対象となることから、企業等にも積極的に会員加入を啓蒙し、企業における社会貢献活動の一つとして引き続き会員拡大に努めて参ります。

4 財政基盤の強化（財政運営）

本会の運営及び各事業の財源は、主に5つの財源から構成されており、収入の約半分を占める介護保険・障害サービス事業収入については今後65歳以上の高齢者人口推計が減少に転じることや、市内の介護施設等の整備が進んだことで要介護認定を受けていても介護福祉サービス利用者の分散化など、大幅な増収は難しいと考えます。登米市から的人件費補助金についても、本会が実施した人件費引上げ分を吸収できる増額はなく、自主財源となる介護保険サービス事業からの繰り入れ増額などで賄った

状況です。会費及び共同募金配分金についても、登米市全体の世帯や人口の減少、加入率の低下などで微減傾向に転じており、いずれの財源も今後の大幅な増加は難しい状況です。

年間の収入上限額がおおよそ決まっている中で、物価の高騰や人件費の引上げ、事務所使用などに係る実費相当分の負担発生など、これまでの本会の財政運営の仕組みでは限界が見えてきたことも事実です。業務におけるコスト削減に向けては、契約の見直しや単価引き下げ交渉などの取り組みを令和5年度途中から段階的に取り組んでおりますが、その効果と併せて本会の収支状況を改善するには抜本的な対策を講じることが不可欠となっております。

具体的には、すべての財源の収入増や新たな財源の確保への努力を進めることが基本となります。今あるそれぞれの財源の組み合わせや活用方法を工夫し、併せて一つひとつの事業の成果や収支状況をみることで合理化を図り、法人全体としてプラス収支に転換する体制づくりを進めます。

なお、それぞれの部署の幅広い関わりを通して得られる多様な情報を蓄積し、備品等の調達や整備、契約事務についてもスケールメリットを生かした経費削減を今後も進めて参ります。

【社会福祉事業】

市民の皆様からご協力いただいた会費を財源に行う事業です。

令和7年度は第3次地域福祉活動計画の最終年度となります。これまで実施してきた事業の評価・検証を行い、この間の社会経済動向や地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえながら、地域に暮らす一人ひとりが地域を担う一員として自分たちの地域について考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めていく目標を達成するために、第4次地域福祉活動計画の策定を行っていきます。

主　な　概　要	
地域 福祉 推進 事業	○小地域ネットワーク事業 登米市避難行動要支援者名簿登録者、個別避難計画、及び本会福祉サービス利用者を中心とした事業対象者の把握を行い、本人への同意確認を進めながら、対象者台帳の整備を行い、地域住民の皆さんのご協力をいただきながら見守り体制の構築を図ります。また、緊急時連絡版・緊急時連絡カード発行事業、防災福祉マップ作成事業など事業間の連携を深め、社会的孤立のない地域を目指します。
	○福祉活動推進員研修会 福祉活動推進員は、社協や行政、民生委員児童委員等の関係者と協力・連携し、地域福祉に携わる役職として位置づけられています。令和7年度は改選期にあたるため、新たに作成した「福祉活動推進員の手引き」を活用し、社協と地域をつなぐ役割を担っていただけるよう丁寧な説明を行います。その上で、地域内の見守り活動をはじめとした住民同士の支え合い・助け合い活動がこれまで以上に活発となるよう一緒に取り組んでいきます。

地域福祉推進事業	<p>○地域福祉教育推進事業 基本事業である「小地域ネットワーク活動」「地域福祉懇談会」を2つの柱として進めていきます。 地域福祉懇談会においては、生活支援体制整備事業の協議体（地域の実情を把握し、課題を整理する話し合いの場）としての活用も見込まれるため、積極的に地域に出向きアウトリーチを行っていきます。</p> <p>○社協だより・SNSの発信 社協マスコットキャラクター「ふくまる」を活用し、子供や若年層等、これまで以上に社協事業や共同募金運動をPRしていきます。 PR方法として、社協だよりはもちろん、ターゲットとする世代に合わせてホームページやFacebookなどを活用し、必要な人に必要な情報が届くよう工夫しながら発信していきます。</p> <p>○福祉のつどい 登米市の社会福祉の発展にご尽力され、功績のあった方々を顕彰、感謝の意を表するとともに、福祉ふれあい作品コンクール受賞者の表彰並びに、記念講演を行い、地域福祉の醸成を図ることを目的に行います。 記念講演テーマ 「社協基本要項改定とこれからの社協に求められる使命とは」（仮題） (11月29日(土)水の里ホール・Abebisou 予定)</p>
生活相談事業	<p>○定例相談・法律相談・相談員研修 定例相談は、昨年度同様ブロック開催として実施しますが、年々利用者が減少している状況を鑑み、第4次地域福祉活動計画策定に向け効果的な相談体制の構築について検討を行います。 また、専門的な相談への対応として司法書士による法律相談を年10回開設します。 4・6・9・11・2月 … 迫老人福祉センター 5・7・10・12・3月 … 中田保健福祉会館</p>
ボランティアセンター事業	<p>○ボランティアセンター事業 ボランティアの育成、相談、斡旋をしていきます。 地域防災の主役である住民や福祉専門職が要配慮者情報を共有し、平時から避難支援の仕組みを構築するため令和6年度に引き続き「防災福祉マップ作成事業」を開催していきます。（市内7カ所公募） (防災福祉マップ…住民の皆様と一緒に実際に町歩きを行いながら危険個所を把握、地図上に危険個所と併せて地域内の要配慮者について、災害時に誰がどのように支援を行うか地域内での共有を図ります。)</p>

【共同募金配分金事業】

令和6年度に市民の皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金を財源とした事業区分となります。

募金にご協力いただく市民の皆様に募金の使い道についてご理解をいただけるよう、共同募金運動のPRに努め、市民の皆様に広く届くよう「見える形」で事業を実施していきます。

主　な　概　要	
児童・青少年福祉活動事業	○Jボラ体験隊 中高校生を対象に参加しやすいよう、SNSを活用した活動や、ボランティア活動に意欲的に参加できるメニューを企画し、次世代の担い手育成を図ります。
	○福祉体験プログラムの活用 これまで小学校4年生から6年生を対象に夏休み期間等に福祉体験学習講座として開催していましたが、未来の担い手である児童・生徒が、地域社会の一員としての自覚を持ち、自発的・主体的に福祉に関わる実践力を育むため「福祉学習プログラム」を活用し、児童・生徒が自ら「気づき」「考え」「自ら行動に移すことができる」学習を学校と一緒に進めています。 【主なプログラム例】 <ul style="list-style-type: none">・気づき・地域を知る … バリアフリーとユニバーサルデザイン・キャップハンディ体験 … 聴覚障がい体験、障がい者スポーツ体験、視覚障がい体験、高齢者疑似体験・防災 … 避難所運営ゲーム（HUG）、防災クロスロードゲーム、炊き出し体験、非常食体験
	○福祉ふれあい作品コンクール 市内全小中学校の児童・生徒から応募がいただけるよう、学校と連携し周知徹底に努めます。作文、標語、書道、ポスター部門の他、「赤い羽根ふくまる募金箱」を実施。コンクールに対する興味関心を抱いていただくと共に、共同募金運動へ対する理解を深めます。
	○子育て支援金贈呈事業 1歳の誕生日から2歳の誕生日前までのお子さんの養育者へ支援金を贈呈します。子育て中の若い世代へのPR、社協事業等への参加促進に繋げることを目的とします。

<p>○ふくまるフェスタ</p> <p>子どもから高齢者まで幅広い世代が一堂に会し、社協事業の紹介を通して、地域福祉事業等への関心を高め、事業等への参加促進とPRを図ります。</p> <p>日 時：4月29日（昭和の日）10：00～14：00</p> <p>会 場：迫体育館・公民館</p> <p>内 容：①ステージ発表</p> <ul style="list-style-type: none">②社会福祉協議会まるごと体験③おさがり広場、災害ボランティア相談窓口④ボランティア体験⑤地域の達人紹介⑥介護・障害事業所紹介、相談窓口
<p>○親なきあと研修会</p> <p>障がいのある子どもを持つ親が親亡き後の将来への不安や悩みを考え、知つておきたい制度や仕組みを知ることで、不安が軽減・解消できるような研修会を実施します。</p>
<p>○障がい児・者交流事業</p> <p>障がい児・者とその家族が参加しやすいイベントや交流会を開催し、参加者同士とボランティアだけでなく、地域の方々も含めた交流の場を広く提供します。</p> <ul style="list-style-type: none">・花と緑のふれあいトーク（サンフラワー・サポート・エイト会共催事業）・ハッピーメリークリスマスパーティ
<p>○緊急時連絡版・緊急時連絡カード発行</p> <p>登米市内に居住する希望者に対し、緊急時に必要な個人の情報が記載された緊急時連絡版及び緊急時連絡カードを発行。事故や急病、災害等に遭った際に、身元の確認や家族、医療機関等へ迅速且つ的確に情報の伝達ができるようにすることを目的とします。（登米市協同事業）</p>
<p>○地域ささえあい事業</p> <p>セーフティネット事業の一環として生活困窮者等へ支援金を支給します。 (世帯割…10,000円、人員割…5,000円、上限50,000円)</p> <p>※生活保護受給世帯は対象外とします。</p> <p>また、地域支援事業等に取り組む団体等へ30,000円を上限として助成事業を行います。（市内7団体公募）</p>
<p>○フードバンク事業</p> <p>セーフティネット事業の一環として、みやぎ生協、フードバンク石巻、地域住民の皆さんから提供いただいた食糧品を生活困窮者等へ支援します。</p>

福祉育成・援助活動事業	<p>○高齢者会食会 高齢者の孤立防止、参加者相互の交流を目的に町域ごとに開催します。</p>
ボランティア活動育成事業	<p>○ライフアップ・スキルアップ講座 ボランティアの担い手の発掘、育成を目的に「ライフアップ講座」を3コース開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あそびボランティア」コース ミニデイサービスの支援者育成目標に、自分自身が楽しめるレクリエーションスキル習得を行います ・「かんたんクッキング」コース 配食サービスの調理ボランティア育成目標に、ナトカリレシピ（塩分を控えめにし、野菜をたっぷり使ったレシピ）、ポリ袋クッキングを体験。 ・「ハンドベル」コース 音楽ボランティアとしての育成目標に、ハンドベルの習得を行います。
	<p>○ダンベル交流会 市内のダンベルサークル同士の交流と会員の更なるモチベーションアップ、新規参加者の発掘・育成を目的に実施。</p>
	<p>○まちボラ みやぎ生協加賀野店を会場に、多くの市民の皆様にボランティア活動を知つていただく機会として5月から2月まで毎月第3木曜日実施。毎月ボランティア団体にPRも兼ねて担当していただく。 (出演予定団体) 樂器演奏／アンサンブルフルール、ギター演奏／ジイジ秋山と仲間たち、オカリナ演奏／オカリーナ・ミモザ、茶道体験／佐沼高校茶華道部、ハンドケア／足もみたーい、マジックショー&腹話術&南京玉すだれ、ハンドベル演奏／ハンドベルボランティア、eスポーツ体験／あそびボランティア、手回しオルゴール演奏・リコーダー演奏／小川美和・鈴木星史</p>
	<p>○福祉団体等助成金 多様なボランティア活動に尽力いただいている団体等の継続的な活動支援の一助として助成制度を推進。ボランティアの底上げと更なる拡充を図っていきます。</p>

【受託事業】

ミニディサービス・シニアサロン事業は、地域住民による高齢者の集いの場として、積極的な社会参加を促し、全行政区開催を目標に進めていきます。

配食サービスについては、令和7年度から3年契約となり、また本会を含め民間2社体制での実施となります。委託料の1食単価は減額となり、その分利用者負担料が増額となります。料金に見合った食事の提供はもちろんですが、本会で大切にしている見守り活動を強みにし、利用者の確保に努めています。

生活支援体制整備事業については委託から10年目を迎えるにあたり、この間の社会経済状況の変化を踏まえ、改めて地域の実情把握、高齢者生活支援ニーズの把握など、地域を訪問し、様々な方から話を聞くなど基本に立ち返った取り組みを行います。協議体運営に関しては、国で示す実施要綱に基づき、話し合う内容に応じ適宜適切に参画者を募り実施します。

主　な　概　要	
登米市受託事業 (登米市福祉事務所)	○外出支援サービス事業 在宅歩行が難しく公共交通機関の利用困難な方に対し、車いす・ストレッチャーで通院や社会参加等の移動手段を支援します。5台の車両を有効に運用することにより、利用者の希望に合わせた利用ができるように努めます。
	○ミニディサービス・シニアサロン事業 高齢者の介護予防の一環として、健康づくりと社会参加を目的とし「地域内の交流の場」として全行政区での開催を目標とします。
	○配食サービス事業 食事の調理等が困難な65歳以上の高齢者に対し、地域のボランティアの方々の協力（調理・配達）を得て、栄養バランスの取れた食事の提供、声掛けを重視した見守りを行っていきます。特に2社体制となる令和7年度は、単価契約である本事業においては、利用者（食数）を確保しなければ採算が見込めませんので、職員一丸となってPRに努めてまいります。
	○生活支援体制整備事業 生活支援体制整備事業については委託から10年目を迎えるにあたり、この間の社会経済状況の変化を踏まえ、改めて地域の実情把握、高齢者生活支援ニーズの把握など、地域を訪問し、様々な方から話を聞くなど基本に立ち返った取り組みを行います。協議体運営に関しては、国で示す実施要綱に基づき、話し合う内容に応じ適宜適切に参画者を募り実施します。
	○登米市米山・南方地域包括支援センター 高齢者及び認知症の方やその家族が、気軽に相談できる場であり、住み慣れた地域でその人らしい生活を維持することができるよう、関係機関や地域住民と協力し包括的支援に努めます。

	<p>○指定管理施設運営事業</p> <p>令和6年度から施設使用料の改正が行われますが、利用者が混乱しないよう事前周知の徹底とご理解いただけけるよう説明に努めます。各施設では老朽化による施設修繕箇所も増えてきておりますが、今後益々大規模な修繕が必要となってくることが予想され、登米市と隨時協議・検討していきます。</p> <p>(委託期間：令和5年度～令和9年度)</p>
宮城県社協受託事業	<p>○日常生活自立支援事業</p> <p>登米地域福祉サポートセンター（まもりーぶ登米）が主体となって実施します。判断能力が不十分な方に対し、日常生活の自立へ向けた援助として初期相談・調査から契約までの支援、日常的な金銭管理業務を主体的に実施します。</p> <p>また、関係機関に対し事業周知を図り、利用者増に繋げます。</p> <p>利用料金が改定され、1時間/1,200円となります。</p>

【貸付事業】

日常生活を送る上で、支援が必要な人に対し、他機関とも連携を取りながら、自立した生活が営めるよう、資金の貸付を行います。

	主　な　概　要
生活福祉資金事業	<p>○生活福祉資金貸付事業（県社協直轄）</p> <p>新型コロナ特例による「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付申請は終了となり、今後はコロナ特例の償還に対する問合せ対応、通常の生活福祉資金の相談など相談者に寄り添い、生活再建に向け関係機関と連携しながら進めています。</p>
生活安定資金事業	<p>○生活安定資金貸付事業</p> <p>支援が必要な方へ安定した生活が送れるよう、資金貸付を行います。</p> <p>保証人を付けられず貸付に至らない相談については、長期的な生活困窮世帯が多いことから、他機関を紹介するなどの連携により支援を行います。</p> <p>また、長期滞納世帯に対しては、支所と協力し償還指導の強化に努めます。</p>

【介護保険・障がい福祉事業】

昨年度の報酬改定に続き、令和7年1月より介護事業者の経営情報の報告が義務化となり、事業者の属性に応じた分析結果の公表が始まります。また、介護職員等処遇改善加算の算定要件である職場環境等要件には、生産性向上への取り組みが今まで以上に盛り込まれ、ICT化や業務効率化の実現によって介護現場の課題を解決し、利用者のケアの質を向上させるための取り組みが求められます。その本質は日常業務の見直しを進める過程であり、業務の無駄や非効率を解消すること、トップダウンだけではなく現場の職員による課題の抽出、気づきなどの声を聞き、職員の納得により導入を進めるボトムアップの取り組みです。持続可能な仕組みが構築できるようひとつずつ取り組んでいきます。同時に職員の腰痛に対する対策、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施も

追加され、これらの実施により昨年度は2.5%、今年度は2%のベースアップを目標設定しており、このことは、管理者をはじめ、職員ひとりひとりが制度や現状を正しく理解し、自分ごととして考え取り組む必要があり、職員とのコミュニケーションを深め、利用者（入居者）に喜ばれるようなケアと事業収益の向上と併せて、共に考え進めていきます。

団塊の世代が75歳以上を迎える、介護需要が急激に拡大する「2025」を迎えますが、本会介護サービス新規利用者は85歳以上が多く、登米市内の施設に入所しやすい環境と、在宅サービス利用者が軽度者を占める状況はしばし続くものと考えます。また、災害や感染症発生時に対応する業務継続（BCP）計画の策定から、これからは適宜見直しと訓練、研修に取り組んでいきますが、昨年、介護保険事業者連絡協議会（事務局）として市内入所施設の新興感染症発症時における登米市民病院との協力体制を構築（契約）し、必須研修会及び会議の協力について承諾を得たことから、市内入所施設等と連携し、これらの実施に向けた取り組みを進めています。

障がい事業所においては、引き続き職員の専門性、質の確保が求められており、専門性の向上に向けて引き続き研修会へ参加し、障がい者ケアホームでは、地域との連携を目的に運営推進会議の開催が義務化となり、全ての事業所での地域連携が求められており、社会福祉協議会の事業所としての地域交流を実施します。ここ数年は新規利用者の獲得が難しい状況にありますが、工賃の向上と共に職員個々がニーズに敏感となり、介護事業所同様、満足度の高い事業所とは何かを考え、利用者、入居者にとって居心地の良い場所となり、求められるサービスが提供できるよう日々の業務に向き合います。

施設（建物）と設備管理については、厳しい経営状況の中、修繕や更新（買替）の優先度を見極め、補助金等を活用しながら順次実施します。同時に職員の適正配置と利用状況や収支状況等に応じて事業の統廃合等も視野に入れた健全な経営に向けた取り組みを強化し、安定的・継続的にサービス提供ができるよう事業展開を進めています。

事業名		基本方針
介護保険事業等 運営推進会議		介護保険事業並びに障害福祉事業の適正な事業運営と安定経営を図るため、事業充実に向けて協議し事業等全体の活性化を図ります。 ・管理者全体会議 年3回 ・居宅介護支援部会、デイサービス部会、] 各年3回 地域密着型事業部会、障害福祉部会
介護保険 サービス	事業名	基本方針
	居宅介護 支援事業 ・中田居宅 ・石越居宅 ・米山居宅	住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が送られるよう公正・中立の立場を堅持し、常に利用者に寄り添い利用者自身の選択に基づき、心身の状況や環境に応じて、多様なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。 ・中田居宅『話をよく聞いて相談し、その方に合わせて適切な情報提供を行い、迅速な対応をします』 ・石越居宅『自己決定支援』～適切な情報提供とわかりやすい説明～ ・米山居宅『タイムパフォーマンスを意識し質の高い支援を目指す』 ＊給付管理率 90%（1か月1人当たり 管理給付数40件）

デイサービス事業 ・石越デイ ・米山デイ	住み慣れた地域で安心・自立した生活を送るために必要な介護サービスを提供します。専門性の向上と接遇を身につけ信頼できる事業所を目指します。 ・石越デイ『相手の立場に立って考える介護』 (声を掛け合い、職員間での情報共有) ・米山デイ『小さな気づきで寄り添う介護、笑顔広がる憩いの場』 *利用率 90% (1日平均32人以上)
地域密着型 デイサービス事業 ・中田デイ	住み慣れた地域で安心・自立した生活を送るために、利用者・家族に寄り添い、一人一人の立場に立ったサービスを提供します。 感染症対策を継続し、安心・信頼の事業所づくりに努めます。 『個々のニーズを探求し、中田デイを選んでよかったですと言われるサービスを提供する』 *利用率 90% (1日平均13人以上)
訪問介護事業 ・米山 訪問介護 ※障害含む	障がいがあっても生きがいを感じられるよう、利用者の可能性を最大限に引き出しながら、迅速かつ柔軟なケアを行い、在宅で安心して過ごして頂けるようサービスを提供していきます。 『利用者、家族との信頼関係を大切にし、常に利用者の立場に立ち、自立の可能性と一緒に見つけながら本人の自信に繋がるよう親切丁寧なサービス提供を行います』 *稼働率100% 1日30人以上 (1か月 延900人)
グループ ホーム事業 認知症高齢者 グループホーム ほほえみ	住み慣れた地域で、自宅で暮らしていた時と同じような生活ができるように支援します。 『ひとりひとりが笑顔で毎日を暮らせるよう、寄り添うことを第一に考えます』 *入居率 99%
特別養護 老人ホーム 「風の路」	事業計画【別紙】 *長期入居率 98% *短期入居率 70%

障害福祉サービス	事業名	基本方針
	豊里福祉事業 工房なかま	利用者ひとりひとりの障がい特性を理解し、作業能力の向上を図ります。利用者主体のサービスを提供します。 『工賃25,000円以上を目指し、利用者の経済的安定を図る』 *利用率 80% *作業工賃平均月額(1人当) 25,000円以上
	南方福祉事業 あやめ園	利用者個々の障がいの特性に合わせた支援を行い、住み慣れた地域で、安心して暮らし、生きる喜びや幸せを感じることができるよう支援します。 『利用者と良好な関係を築き、楽しく通える場を目指します。』 *利用率 80% *作業工賃平均月額(1人当) 15,000円以上

	障 壱 者 ケアホーム 事業 カーサにしき	入居者が地域社会との関わりを持ちながら、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の意思決定とともに支援します。 『入居者と地域との関わりの促進』 *入居率 = 99%
--	--------------------------------	--

令和7年度事業計画書

No.1

A 事業区分	B 拠点区分	C 法人運営事業	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1 法人運営事業	1 法人運営事業	1 法人運営事業	支所運営	支所の管理運営を全般的に行う。
2 地域福祉事業	2 地域福祉推進事業	2 地域福祉推進事業	地区委員会	地区委員(年3回)
3 社会福祉事業	3 ボランティアセンター事業	3 ボランティアセンター事業	支所だよりの発行	年間10回 支所だより発行
4 一般配分金事業	4 一般配分金事業	4 ボランティアセンター事業	小地域ネットワーク事業	小地域ネットワーク事業の事業説明と地域を訪問して推進する
5	5 児童・青少年福祉活動事業	5 児童・青少年福祉活動事業	福祉活動推進員長会議	各地区ごと開催。社協会費の収納事務説明
6	6 福祉育成・援助活動事業	6 福祉育成・援助活動事業	地域づくり研修会、福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員の役割(手引きの説明) 地域づくりについての講話
			命のハントン研修会及び地区懇談会(渡及活動)	命のハントン研修会派遣。資料等印刷。
			地域福祉教育推進事業	地域ミニユナイの活性化の為、事業申請等を推進する
			コミュニティ推進協議会との協力	公民館との事業連携を進めていく
			佐沼コミュニティ祭りへの参加	社協事業紹介とハンドマッサージ、バリスタボランティアの派遣
			定例相談の実施	プロジェクト年間4回当番 一般住民向けに定例相談を開設する
			生活相談事業	想定員の情報交換と年間当番調整
			ボランティアセンター事業	ボランティアセンター各種業務(相談・登録・斡旋・調整)
			災害ボランティアセンター事業	災害ボランティア支援
			福祉学習プログラム	各学校での総合学習での福祉教育の取組を支援する
			福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校・高等学校へ活動費助成
			地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業
			緊急時連絡カード発行事業	緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図るため発行する。
			ふれあいの集い ふれあい食堂	会食交流を目的とした集いを年2回開催(一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象)
			高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成
			おでつてnet杯	グランコロブをツールとし住民相互の親睦や健康と介護予防、住民同士の支え合いなどを図る
			行きつけサロン	世代間交流を含めた住民同士の集いの場
			地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施

令和7年度事業計画書

A 支所	事業区分 B	拠点区分 C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1 社会福祉事業			サービス区分C C サービス区分C C	配食サービスの調理ボランティアグループの日程調整・意見交流会を含む代表者会議
2 市受託事業	7 ボランティア活動育成事業	7 ボランティア活動育成事業	配食ボランティア交流会 ボランティア団体助成 はさま元気応援研修会 (和話輪推進研修会)	配食サービスボランティアの交流を図る ボランティア協会への助成 市と共催。健康づくり(年4回)
3 生活支援事業	10 外出支援事業	10 外出支援事業	外出支援サービス事業 ミニデイサービス・シニアサロン事業 ミニデイサービス・シニアサロン代表者 会議	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付 高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る ミニデイサービスボランティア同士の交流・つながりの強化
4 生活支援体制整備事業	11 ミニデイサービス・シニアサロン事業	11 ミニデイサービス・シニアサロン事業	配食サービス事業 配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する(月・水・金曜日に市内統一実施)
5 生活支援体制整備事業	12 配食サービス事業	12 配食サービス事業	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心とした各種取組と体制整備を行う、地域福祉推進事業と連携し、地域間交流事業としてサロンやスポーツ交流を企画する ・迫園域協議体会議年3回 ・命のバトン研修会及び地区懇談会(波及活動) ・高齢者移動支援/空き家問題対策支援
6 社会福祉事業	13 生活支援体制整備事業	13 生活支援体制整備事業	迫老人福祉センター運営事業	迫老人福祉センターの指定管理業務を実施する
7 生活支援事業	14 福祉センター指定管理事業	14 迫老人福祉センター運営事業	迫老人福祉センター運営事業	まもりーぶ事業の実施及び支援
8 生活支援事業	19 日常生活自立支援事業	19 日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	相談受付等の業務
9 生活資金貸付事業	20 生活福祉資金貸付事業	20 生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う
10 生活安定資金貸付事業	21 生活安定資金貸付事業	21 生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	

令和7年度事業計画書

№1

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
	1 法人運営事業	1 法人運営事業	1 法人運営事業	サービス区分C	登米支所運営	社協登米支所の管理運営を全般的に行う
					地区委員会	地区委員会(年3回)
					各種研修	各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)
					とよま支所だよりの発行	年間6回 支所だより発行(ボランティアセンターだより同時発行)
					小地域ネットワーク事業	小地域ネットワーク事業の事業説明と地域を訪問して推進する
					福祉活動推進員会議	福祉活動推進員長を対象とした会議を開催(社協会費納入依頼他)(年1回)
					福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員等を対象とした研修会を開催(社協事業説明、推進員の役割他)
					地区懇談会の開催	行政区に向け住民と地域福祉活動の意見交換を行う
					地域福祉教育推進事業	地域コミュニティの活性化の為、事業申請等を推進する
					定例相談の実施	年間4回 一般住民向けに定例相談を開設する
					法律相談の実施	住民の法律問題に応じて相談を実施する
					生活相談員研修会	県、市主催の研修会に相談員を派遣し技能向上を図る
					ボランティアセンター事業	ボランティアセンター各種業務(相談 登録・斡旋・調整)
					収集ボランティア	家に居ながら簡単にできるボランティア活動として、プラザや使用済み切手等収集活動を行
					福祉学習プログラム	各学校での総合学習での福祉教育の取組を支援する
					福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校・高等学校へ活動費助成
					だがしあり事業	地域の子供から大人まで世代間交流を図りながら物を買うなど社会常識を学ぶ
					夏休みこどもワクワク教室	遊びや経験の機会を提供し、多世代の交流を図る
					地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業
					高齢者交流会	会食と交流を目的とした集いを年2回開催(単身高齢者・高齢者のみの世帯対象)
					高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成
					福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援
1	社会福祉事業	3 生活相談事業	3 ボランティアセンター事業	4 ボランティアセンター事業	5 児童・青少年福祉活動事業	6 福祉育成・援助活動事業
2	地域福祉事業	2 地域福祉推進事業	2 地域福祉推進事業	3 地域福祉推進事業	3 地域福祉推進事業	4 一般配分金事業

令和7年度事業計画書

№2

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	社会福祉事業	4	一般配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業 地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施
			7 ボランティア活動育成事業	7	緊急時連絡版・カード発行事業 ボランティア・市民交流サロン	緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図る ボランティアの交流や繋がりづくり、活動実践の場を提供する(3回)
			10 外出支援サービス事業	10	ボランティア団体助成 外出支援サービス事業	ボランティア協会への助成 歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
			11 ミニデイサービス・ミニシアサロン事業	11	ミニデイサービス・ミニシアサロン事業 ミニデイサービスボランティア研修会(代表者会議) 元気もりもり教室(和話輪推進研修会)	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心・身機能の維持・向上、生活の活性化を図る ミニデイサービスのボランティアを対象に研修を行う(11回) 登米市との共催事業、介護予防に関する各種研修を行う、社協側はミニディお世話人を対象に実施する。
		6 市受託事業	12 配食サービス事業	12	ミニデイ推進事業「笑つ亭」 配食サービス事業	ミニデイ・ミニシアサロンの推進を図る 調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問するごとにによって健常維持、日常生活の安定を確保する(月・水・金曜日に市内統一実施)
			13 生活支援体制整備事業	13	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心とした各種取組と体制整備を行う
		7 福祉センター指定管理事業	15 福祉センター運営事業	15	登米老人福祉センター運営事業	生活支援コーディネーターを中心とした各種取組と体制整備を行う
		8 日常生活自立支援事業	19 日常生活自立支援事業	19	登米老人福祉センターの指定管理業務を実施する 日常生活自立支援事業	登米老人福祉センターの指定管理業務を実施する まもりーぶ事業の実施及び支援
		9 生活福祉資金貸付事業	20 生活福祉資金貸付事業	20	生活福祉資金貸付事業	相談受付等の業務
		10 生活安定資金貸付事業	21 生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

東和 支所

令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
1	法人運営事業	1	法人運営事業	1	サービス区分C	支所運営	社協東和支所の管理運営を全般的に行う
						東和地区委員会	東和地区の福祉全般の諸課題を協議検討する(3回)
						地区委員研修	各種研修会への参加(フォーラム等)
						福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員長を対象とした会議(1回) (社協会費納入依頼他)
						福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員(長)のを対象とした研修会(1回) (事業説明、福祉活動推進員の役割他)
						地域福祉懇談会	地域との情報交換会(3回) (諸課題の吸い上げ、住民相互の助け合い活動の推進)
						支所だよりの発行事業	東和支所だよりの発行(6回)
						地域福祉教育推進事業	行政区に対し、住民主体の福祉教育普及及び地域活動に活動費の一部を助成し地域の活性化を図る
						小地域ネットワーク事業	見守りが必要な方に対し、地域住民の協力を得て地域で見守る体制を構築する
						定例相談所の開設	地域の困りごと相談として生活相談所を開設(4回) (相談員2名と行政相談員1名で対応)
						生活相談員会議・研修会	生活相談員連絡会議(1回)・生活相談員研修会 (1回)
						ボランティアセンター運営	ボランティアセンターの運営(相談・登録・斡旋・調整)
						福祉防災マッチング事業	地域の危険個所及び避難時ににおける避難経路を確認する他、要援護者の情報等を共有することで地域の支え合いの仕組みづくりを図る(2回)
						防災講座	災害時における知識と組織活動の強化を図る コミュニケーションと共催(3回)
						3 ボランティアセンター事業	
						4 ボランティアセンター事業	

東和 支所
令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
5	児童・青少年福祉活動事業	福社体験学習会 福社学習プログラム	福社活動協力校指定事業	地域さえあい事業	高齢者会食会 リサイクルバザー・だかしや	高齢者会・高齢者世帯交流会（2回） 中高校生Vの次世代の担い手として、駄菓子屋、ミニ縁日を開催（1回）	小学3～6年生を対象とした福祉体験学習会（1回） 「キヤッハシティ体験」を含む地域福祉に関する学習を通して、地域課題に目を向けて了福社にについて考えるきっかけの場を提供する
4	一般募金配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業	玄米ダンベル教室 (高齢者趣味活動支援事業)	麻雀親睦大会	緊急時連絡版・カード発行事業	単身高齢者・高齢者世帯交流会（2回） 中高校生Vの次世代の担い手として、駄菓子屋、ミニ縁日を開催（1回） 高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、人材育成（12回） 高齢者的心身の健康維持と生きがいづくりの場の提供（2回） 緊急時の身元把握と家族への迅速な連絡を図るため発行する
					福祉団体自主運営支援	地域さえあい事業	福祉団体の自主運営に向けての後方支援 生活困窮者等の支援を目的に実施
7	ボランティア活動育成事業	ボランティア養成講座	ボランティア団体助成	外出支援サービス事業	ボランティア活動育成（1回） ボランティア団体への助成 歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付	ボランティア活動のきっかけと新規ボランティアの育成を図る（1回） ボランティア団体への助成 歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付	
10	外出支援サービス事業						

東和 支所

令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
1	社会福祉事業	5	市受託事業	11	ミニデイサービス事業 ミニデイ・サービス会議	ミニデイサービス事業 ミニデイ・サービス会議	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
				12	配食サービス事業	配食サービス事業	事業説明と活動紹介を行いミニデイの活性化を図る (1回)
				13	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健常維持、日常生活の安定を確保する
				6	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	地域資源や地域の高齢者生活支援ニーズを把握すると共に、生活支援活動を行う個人や関係者（機関）とのネットワークを構築する
				7	生活福祉資金貸付事業	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分で、日常生活に不安のあるか方に判斷能力が不十分で、日常生活に不安のあるか方に
				8	生活安定資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	対して金銭管理のサービスを行う 県社協で貸付を行う生活福祉資金の借受申請について相談に応じ、また申請を受理し本部に進達する
						生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

中田
令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
	1 法人運営事業	1 法人運営事業		法人運営事業	サービス区分C	支所運営
	2 地域福祉事業	2 地域福祉推進事業			地区委員会	地区委員(年3回) 支所の管理運営を全般的に行う。
1	社会福祉事業	3 ボランティアセンター事業	3 生活相談事業	3 生活相談事業	地区活動推進員研修会	地域福祉活動を推進するため、社協事業などについて研修会を行ふ
2	地域福祉事業	4 ボランティアセンター事業	4 ボランティアセンター事業	4 ボランティアセンター運営	地域内での要援護者等への見守りや支援を行うことを目指す。	地域内の福祉力アップ、住民同士のつながりを強化し、地域内活動の活性化を図るきっかけづくりを行う。
3	ボランティアセンター事業	5 児童・青少年福祉活動事業	5 児童・青少年福祉活動事業	5 児童・青少年福祉活動事業	地域づくり研修会	地域づくりの講演会を通じ、改めて地域での支え合いづくりの基盤を学び、地域内での支え合いづくりを促す
4	一般募金配分金事業	6 福祉育成・援助活動事業	6 福祉育成・援助活動事業	6 福祉育成・援助活動事業	支所だより等の発行	地域住民へ各種教室・展示会などを通じ、社協のPR活動につなげる。
					支所だより等の発行	日常生活での困り事の相談を受け、解決できるように支援する。年間7回以上発行
					ボランティアセンター運営	日常生活での困り事の相談を受け、解決できるように支援する。年間7回以上発行
					ボランティアセンターだより	定例会相談会(年4回)、相談所連絡会議
					発行	生活相談員、行政相談員、消費生活相談員、人権擁護委員
						日常生活での困り事の相談を受け、解決できるように支援する。
						社協事業やボランティアに関する情報提供を提供する。年間7回以上発行
						社協事業やボランティアに關する情報
						社協事業やボランティアセーター(相談・登録・斡旋・調整)
						ボランティアセーター運営
						ボランティアセーターだより
						ボランティア情報を発信し、ボランティア情報を発信し、興味・関心を高める。
						町内小学校・中学校・高等学校の福祉活動を支援するため助成金を交付。情報交換会。
						町内小・中学校へ出向きキャラブロッヂ(体験)を行ふ。また、必要な応じて講師の派遣や用具の貸出等も随時行つていく。
						福祉協力校相互の情報交換や社協との事業連携等についての説明会を開催。
						高齢者会食会(マロニエ会)
						一人暮らし高齢者の社会参加と交流事業(年3回)
						高齢者の生きがい趣味活動の促進と中田老連のつどいへの参加。
						緊急時連絡版・カード発行事業
						高齢者趣味活動支援事業
						高齢者の生きがい趣味活動の促進と中田老連のつどいへの参加。
						緊急時連絡版とカードを発行する。
						他団体が主催するクリスマスプレゼント配達事業へボランティアを派遣する。
						地域住民へ社協のPR、バザーの収益は共同募金と中田町ボランティアバザー

中田
令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
4	一般募金配分金事業	7	ボランティア活動育成事業			和話輪推進研修会	登米市との協働事業。年4回。地域のリーダーを育成し、介護予防の推進や集まる場の充実を図る。
1	社会福祉事業	6	市受託事業	10	外出支援サービス事業	ボランティア助成事業 収集ボランティア事業	ボランティア活動を支援するため、中田町がランティア友の会へ助成金を交付する。 使用済み引手マブルタフなどの収集を行い、福祉活動に役立てる。
11	ミニデイサービス事業	11	ミニデイサービス事業	12	配食サービス事業	一人暮らし高齢者誕生日プレゼント事業	75歳以上の一人暮らし高齢者へ誕生日プレゼントを贈る。プレゼントは、作成から配達までボランティアが行う。
12	社会福祉センター指定管理事業	13	生活支援体制整備事業	14	生活支援体制整備事業	サラダ会研修会	誕生日プレゼントを作成するための研修を行う。
15	日常生活自立支援事業	16	中田老人福祉センター運営事業	17	中田老人福祉センター運営事業	絵手紙ボランティア交流研修会	誕生日プレゼントを作成するための研修を行なう。
18	生活福祉資金貸付事業	19	日常生活自立支援事業	20	生活福祉資金貸付事業	外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービスを利用受付
21	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	22	生活福祉資金貸付事業	ミニデイ・ミニアサロン代表者会議	高齢者に対するサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る事業の共通理解と情報提供・情報交換の場、ボランティアの研修を行う。
23	低所得世帯に対する貸付事業			24	生活安定資金貸付事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する。	地政資源や地域の高齢者生活支援ニーズを把握すると共に、生活支援活動を行う個人や関係者（機関）とのネットワークを構築する。

令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
	事業区分	1 法人運営事業	1 法人運営事業	管理運営		事務所の運営管理	
				豊里地区委員会		地区委員会(年3回)	
				各種研修会		各種研修会への参加（地域福祉フォーラム等）	
				福祉活動推進員長会議		福祉活動推進員長会議（1回）	
				福祉活動推進員研修会		福祉活動推進員の役割及び社協事業の説明（年1回）	
				地域福祉教育推進事業		地域福祉の充実のための助成(20行政区)	
				小地域ネットワーク事業		高齢者等見守りが必要と思われる方の見守り活動	
				支所だより発行		とよさと支所だよりの発行（年6回以上）	
				生活相談所の開設		定例相談所開設（年4回：行政相談、人権擁護相談同時開催）	
				生活相談事業		各研修会・会議	各研修会への参加（県社協、本部主催）
				ボランティアセンター事業		ボランティアセンター運営（相談・登録・斡旋・調整）	
				ボランティアセンターだより発行		ボランティアセンターだよりの発行（年6回以上）	
				福祉体験学習講座(キャップハンディ体験)		学校や地域住民を対象とした福祉体験	
				福祉活動協力校指定事業		地区内小・中学校への助成（1校）	
				児童・青少年福祉活動事業		福祉協力校指定事業の説明と情報交換	
				5		だがしほさん	世代間交流の場の提供。駄菓子・飲み物の販売（年1回）
				地域ささえあい事業		子育て支援金贈呈事業	
				高齢者会食会（ふれあい交流会）		一人暮らし・高齢者のみ世帯を対象にした交流会の実施（年2回）	
				4 一般募金配分金事業		高齢者趣味活動支援事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成
				6 福祉育成・援助活動事業		緊急時連絡版・カード発行事業	65歳以上の希望者に対し発行し、緊急時の連携を図る（通年）
				4 一般募金配分金事業			

令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
						チャリティーバザー	地域の交流の場としてバザーのほか、青空マーケット、赤い羽根くじ引き、だがし屋、カフェなどの開催（年1回）
				6	福祉育成・援助活動事業	ゆいっこ杯グラウンドゴルフ大会	グラウンドゴルフ大会の開催（GG協会・住民・社協役員交流の場づくり）
4	一般募金配分金事業				青空マーケット	ゆいっこ交流館	地域の交流の場としてバザーのほか、青空マーケット、赤い羽根くじ引き、だがし屋、カフェなどの開催（年1回）
1	社会福祉事業	7	ボランティア活動育成事業		地域さえあい事業	和話輪推進研修会（豊里いき（登米市と共催：年3回）いき元気講座）	介護予防、社会参加の少ない方々の把握（年2回）
5	市受託事業				クリーンキャンペーン	ボランティア友の会への助成と支援	生活困窮者等の支援を目的に実施
6	日常生活自立支援事業			10	外出支援サービス事業	配食サービスボランティア代表者会議・交流会	ミニデイボランティアやリーダーの養成を行う研修会の実施（各1回）
7	生活福祉資金貸付事業			11	ミニデイサービス事業	配食サービスボランティアの情報交換会	ボラ友と共に、環境美化を行う
8	生活安定資金貸付事業			12	ミニデイサービス事業	ボランティア活動育成事業	奉行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
				13	配食サービス事業	クリーンキャンペーン	高齢者に対し身近に利用できるディサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る
				19	日常生活自立支援事業	外出支援サービス事業	ミニデイボランティアの資質向上、活動の充実、ボラ同士の交流を図るため研修会の実施（年1回）
				20	生活福祉資金貸付事業	生活支援体制整備事業	調理が困難な高齢者に対する栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
				21	生活安定資金貸付事業	日常生活自立支援事業	生活支援コーディネーターを中心に市の総合事業（地域支援事業）に向けた各種取組と体制整備を行なう
							判断能力が不十分で、日常生活に不安のある方に対して金銭管理等の支援を行う
							低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談窓口として宮城県社協と連携を密にして貸付事務に關する事務を行う
							低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

書計画事業度7年令和支所米山

No.2

書画計画事業年度7年和令支所米山

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
1	社会福祉事業	6	福祉育成・援助活動事業	6	地域ささえあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施	
4	一般配分金事業	7	ボランティア活動育成事業	7	配食サービスマネジメント研修会（プロック開催）	衛生管理・食品管理についての研修会	
1	社会福祉事業	7	ボランティア活動育成事業	7	環境美化ボランティア活動 ミニデイボランティア交流会	清掃を通じボランティア意識を高める（年2回） ボランティアを対象に説明会及び交流会を図る（年1回）	
4	一般配分金事業	7	ボランティア活動育成事業	7	ボランティア団体助成 いきいきリーダー研修会	米山町ボランティア友の会への助成 行政と共にによる地域を活発にするリーダーを養成（年3回）	
1	社会福祉事業	10	外出支援サービス事業	10	外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス受付	
6	市受託事業	11	ミニデイサービス事業	11	ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る	
6	市受託事業	12	配食サービス事業	12	配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する（月・水・金）	
7	福祉センター指定管理事業	13	生活支援体制整備事業	13	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心とした各種取組と体制整備を行った	
7	福祉センター指定管理事業	17	米山総合保健福祉センター運営事業	17	米山総合保健福祉センター運営事業	米山総合保健福祉センターの指定管理業務を実施する。	
8	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的に不安のある方に対する生活支援員が訪問し、日常生活サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う	
9	生活福祉資金貸付事業	20	生活福祉資金貸付事業	20	生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務	
10	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う	

**石越
令和7年度事業計画書**

№1

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
	1 法人運営事業	1 法人運営事業	1 法人運営事業	サービス区分C	管理運営	事務所の運営管理
					石越地区委員会	地区委員会(年3回)
					福祉活動推進員長会議	福祉活動推進員長を対象とした会議を開催する(社協費の納入依頼も行う)(年1回)
					福祉活動推進員研修会	福祉活動推進員を対象とした研修会を開催する(年1回)
2 地域福祉事業					地域福祉教育推進事業	地域の福祉力向上及び活性化を目指した地域福祉活動(小地域ネットワーク事業)の充実へ向けた推進を図る
					地区懇談会	社協事業の紹介・意見交換
					小地域nettワーク活動	支援を必要としている方の発見、安否確認見守り活動を地域と関係機関で連携し行う
					支所だより発行	社協石越支所活動を周知し、市民に情報提供を行う(年6回)
1 社会福祉事業					3 生活相談事業	地域の困りごとに対処するため、定例的に生活相談所を支所内に開設する(年4回開催、行政相談員会)、生活相談員連絡会
					4 ボランティアセンター事業	ボランティアセンター(相談・登録・斡旋・調整)
					5 児童青少年福祉活動事業	ボランティアセントター運営
					6 災害ボランティア研修会	災害ボランティア研修会
					7 福祉体験プログラム事業	中学生と地域住民を対象に、災害・防災に関する研修会を実施する
					8 福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校へ活動費助成
					9 福祉チャリティーハーバー	町内の小学校の児童を対象に福祉体験学習を行う
					10 高齢者会食会(ふれあい会)	一人暮らしや高齢世帯を対象に、地区内での交流を深め、子ども園との交流会を開催する。
					11 緊急連絡版・カード発行事業	地域住民から物品の寄付を募りチャリティーハーバーを開催。
					12 高齢者趣味活動支援事業	緊急時の身元把握と関係機関や家族への迅速な連絡を図るために居住する希望者に対し、緊急連絡版とカードを発行する
					13 地域ささえあい事業	高齢者の生きがい生活の助長と心身機能の維持向上、並びに人材育成
					14 ボランティア団体助成	生活困窮者等の支援を目的に実施
					15 和輪話推進研修会	ボランティア協会への助成
						登米市との協働事業。年4回。地域のリーダーを育成し、介護予防の推進や集まる場の充実を図る。

令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
				10	外出支援サービス事業	外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付
1	社会福祉事業	6 市受託事業	11 ミニデイサービス事業		ミニデイ・シニアサロン代表者会議	ミニデイサービス事業	高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、身心機能の維持・向上、生活の活性化を図る事業の共通理解と情報提供・情報交換の場、ボランティアの研修を行う。
		12 配食サービス事業			配食サービス事業	配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する
	7 福祉センター指定管理事業	13 生活支援体制整備事業			生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	地域資源や地域の高齢者生活支援活動を行う個人や関係者(機関)とのネットワークを構築する
		16 石越福祉センター運営事業			石越福祉センター運営事業	石越福祉センターの指定管理業務	石越福祉センターの指定管理業務
		8 日常生活自立支援事業	19 日常生活自立支援事業		日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	まもりーぶ事業の実施及び支援
		9 生活福祉資金貸付事業	20 生活福祉資金貸付事業		生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に関する事務を行う。
		10 生活安定資金貸付事業	21 生活安定資金貸付事業		生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業	低所得世帯に対し無利子の貸付を行う

南 方 支 所
令 和 7 年 度 事 業 計 画 書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
	1 法人運営事業	1 法人運営事業	1 法人運営事業	1 法人運営事業	管理運営	事務所の運営管理	
					南方地区委員会	地区委員会(年3回)	
	各種研修				各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)		
	福祉活動推進員長会議				福祉活動推進員長並びに行政区長合同会議(年1回)		
	福祉活動推進員長研修会				福祉活動推進員長研修会(年1回)		
2 地域福祉推進事業					支所だより発行	みなみかたの支所だよりの発行(年6回)	
2 地域福祉事業					地域福祉教育推進事業	地域福祉の充実のための助成(全行政区)	
					小地域ネットワーク事業	独居高齢者の安否確認見守り活動 関係機関と連携し、見守り頻度のランク付けを行う	
					地区懇談会	通年、28行政区開催	
1 社会福祉事業					生活相談事業	定例相談所開設(年4回)：行政相談同時開催	
					各種研修	各研修会への参加(県社協、本部主催)	
	3 生活相談事業				ボランティアセンター事業	ボランティアセンター(相談・登録・斡旋・調整)	
	3 ボランティアセンター事業				福祉体験学習会	体験を通して福祉を理解してもらう(町内、全小学校)	
					防災教室	防災に関する活動を通じ、防災への関心を高め、自らが考える力を養う	
					福祉の種まきプロジェクト	夏休み期間中「社会福祉協議会の日」を設け、福祉学習や防災学習を行いう	
					子ども食堂	地域の交流拠点として学びの場を設け、食事を提供し共食の機会を提供する。	
	4 一般募金配分金事業				福祉活動協力校指定事業	ボランティア協力校連絡会議(年1回) 町内小学校・中学校への助成(4校)	
					地域ささえあい事業	子育て支援金贈呈事業	
	6 福祉育成・援助活動事業				高齢者見守り事業	概ね65歳以上の一戸暮らし、高齢者世帯を対象に行事食を提供する(年2回)	

令和7年度事業計画書
支所 南方

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要（対象者、内容など）
4	一般募金配分金事業	6	福祉育成・援助活動事業	6	緊急連絡版・カード発行事業	緊急時の身元把握と関係機関や家族への迅速な連絡を図るため、市内に居住する希望者に対し、緊急連絡版とカードを発行する	
1	社会福祉事業	7	ボランティア活動育成事業	7	福祉団体自主運営支援	福祉団体の自主運営に向けての後方支援	
1	市受託事業	8	外出支援サービス事業	8	地域さまあい事業	生活困窮者等の支援を目的に実施	
4	一般募金配分金事業	9	ミニデイサービスボランティア事業	9	配食サービスボランティア研修会	衛生管理・食品管理についての研修会（年回） 和話輪研修会（年4回：登米市と共に事業説明会（年1回）ミニデイサービスボランティア研修会並びに事業説明会（年1回））	
1	社会福祉事業	10	配食サービス事業	10	ボランティア養成講座	介護予防に向け、地域のリーダー育成と自主的に活動できるためのボランティアを育成する。	
1	市受託事業	11	生活支援体制整備事業	11	ボランティア団体助成	地域の支えあいの仕組みづくり住民が集える場を提供する。 ボランティア団体助成	
8	日常生活自立支援事業	19	日常生活自立支援事業	19	外出支援サービス事業	歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス利用受付	
7	生活福祉資金貸付事業	20	生活福祉資金貸付事業	20	ミニデイサービス事業	高齢者に対するデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る	
8	生活安定資金貸付事業	21	生活安定資金貸付事業	21	配食サービス事業	高齢者に対して栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する	
						生活支援コーディネーターを中心とした各取組と体制整備を行う	
						認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的に不安のある方に対する定期的な金銭管理サービスを行う	
						低所得者、身体障害者、高齢者等に対して貸付債務と償還に関する事務として宮城県社会協同組連絡会議に於ける事務	
						低所得世帯に対し無利子の貸付を行う	

津山 支所
令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
	法人運営事業	1	法人運営事業	1	サービス区分C 法人運営事業	事務所の運営管理
					津山地区委員会	地区委員会(年3回)
					各種研修会	各種研修会への参加(地域福祉フォーラム等)
					地区懇談会	地域へ出向き、地域課題や社協事業について話し合う
					福祉活動推進員長会議 （年1回）	福祉活動推進員長へ会費や社協事業についての説明を実施
					地区委員・福祉活動推進員長・ 推進員研修会	地区委員・福祉活動推進員長・員を対象とした研修会(年1回)
					地域づくり研修会	地域住民・地区委員・福祉活動推進員長等を対象とした地域づくり研修会
					小地域ネットワーク事業	ネットワークを立ち上げ要援護者の見守り活動、軽度な生活支援を実施。毎月民協定例会にて、報告。
					地域福祉教育推進事業	行政区で実施する地域活動への助成事業
					ボランティア保険の加入	ボランティア活動をされる各関係機関の方等へ保険をかける
					広報紙の発行	つやまだより：公民館と共同作成、津山町の情報を掲載(年12回) 支所だより：主に社協事業の周知をしていく(年6回)
					生活相談所の開設	定例相談所開設(年4回)
					各種研修	各研修会への参加(県社協、本部主催)
					ボランティアセンターだより発行事業	ボランティア関連の情報を掲載(年3回)
					ボランティアセンター運営	ボランティアセンターの運営業務
					災害ボランティア研修会	大規模災害に備え、防災研修などを公民館や総合支所と共催開催
					福祉体験学習講座(キャラップハンディ体験)	学校や地域住民を対象とした福祉体験
					福祉活動協力校指定事業	町内の小学校・中学校を指定し、校内の福祉活動へ助成
					福祉活動協力校打合せ会	指定校の担当教諭との打合せ
					こどもまつり	子供育成会・公民館 教育事務所・子育て支援センターとの共催
					クリスマス会	子供育成会・公民館・教育事務所・子育て支援センターとの共催
					4 一般募金配分金事業	事業

津山 支所
令和7年度事業計画書

A	事業区分	B	拠点区分	C	サービス区分C	事業名	事業概要(対象者、内容など)
						子育て支援金贈呈事業	子育て支援センターとの共催
						子供育成会・公民館 教育事務所・子育て支援センターとの共催	地域さえあい事業
						R7より健康マージャン・ハンドメイド教室・玄米ダンベル教室・男の料理教室等を開催(生活支援体制整備事業より移行)	コ ミュニティ 連携事業
						R7より健康マージャン・ハンドメイド教室・玄米ダンベル教室・男の料理教室等を開催(生活支援体制整備事業より移行)	高齢者趣味活動事業
						生活困窮者等の支援	地域さえあい事業
						緊急連絡版・カード発行事業	緊急時の身元把握と関係機関や家族への迅速な連絡を図るため、市内に居住する希望者に対し、緊急連絡版とカードを発行する
						一人暮らし・高齢者のみ世帯を対象にした交流会の実施	高齢者会食会(あすなろ会)(年2回)
						ボランティア連絡協議会と共催事業(年1回)	チャリティバザー
						ボランティア育成のため講座を実施(年1回)	ボランティア連絡協議会助成金
						地域のリーダー・ミニディボランティアの育成(年4回)	ボランティア養成講座
						歩行困難者で公共交通機関の利用困難な方に移送サービス	和輪話推進研修会
						利用受付	外出支援サービス事業
						高齢者に対し身近に利用できるデイサービスを提供し、心身機能の維持・向上、生活の活性化を図る	外出支援サービス事業
						ミニデイサービスを実施(年1回)	ミニデイサービス事業
						ミニデイサービスがラ同士の交流を図る	ミニデイサービスがラ同士の交流を図る
						調理が困難な高齢者に對し、栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅を訪問することによって健康維持、日常生活の安定を確保する	ミニデイサービス事業
						生活支援センターを中心とした各種取組と体制整備を行う	ミニデイサービス事業
						認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分で、日常的な不安のある方に対する定期的な金銭管理サービスを行なう	社会福祉事業
						低所得者、身体障害者、高齢者等に対する貸付資金事業の相談受付窓口として宮城県社協と連絡を密にして貸付事務と償還に關する事務	生活支援体制整備事業
						低所得世帯に對し無利子の貸付を行う	配食サービス事業
						生活支援体制整備事業	生活支援自立支援事業
						日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
						日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
						生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
						生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業
						生活安定資金貸付事業	生活安定資金貸付事業